

私の履歴書

赤松良子

①

男女雇用機会均等法ができた日は忘れられない。1985年5月17日。労働省の担当局長だった私は衆院の傍聴席から、山口敏夫労相が拍手に呼ばれて大臣席で頭を下げるのを見届けた。法律ができるまで、長い攻防があった。仕事をやりとげた喜びやほっとした気持ちとともに、残念で悔しい思いもあった。理想として思い描いていた法律と大きくかけ離れたものになったことを、自分が一番よく分かっていたからであつた。

長い列

先人の努力実った均等法

官僚として男女差別撤廃に力

前年の国会審議のなかで、「この法案で法律としてもう出来上がったとお感じですか」と質問されたことがある。官僚としては「政府はベス

トな法案を提出している」と答えるべし、と教えられていた。かりに本心では足りない部分があると思っても、それを口に出して言っていないのだという。

それを知っていながら、私は本音を言った。「百点満点だと決まっておられません。見直しを今後もし引き続き行っていくべきだと思います。しかし、この法律があることによって、その進歩が現実により具体的になることを、私は信じております」

妥協なしでは、法律の成立は難しかった。内容が不十分

であつても、ゼロと一では大きく違う。政府は85年までに国連の女子差別撤廃条約に批准することを目指していた。均等法はその前提となるものだ。ここで見送れば、条約の批准もほごになり、次のチャンスがいつくるのか全く見通しがたたないのであつた。日本の職場で男女平等を目指すしていく道のりは長かった。47年にできた労働基準法



最近の筆者

「均等法は文明の生態系を破壊する」などというものすごい題目の論文まで現れた。私をしばしば励ましてくれるフレイズがある。「男女平等の実現のための、長い列に加わる」という言葉だ。私の前には、多くの優れた先輩たちの姿が見えた。ずっと苦難の多い時代に、迫害や中傷に屈せず闘ってこられた方々の存在がある。その方々の努力があつたからこそ、私の時代に女子差別撤廃条約ができ、男女雇用機会均等法を議論できるようになった。さらに幸いなことに、この列に加わって働く多くの後輩たちがいる。だからこそ当初「ざる法」といわれた均等法も改正を経て、明確に男女差別を禁止する法律となった。

もちろんまだ足りないところはあるだろう。それゆえ、列は

（日本ユニセフ協会会長）
|| 題字も筆者